鳥取縣公報 火金 曜日發行(味く翌日)

和二十六年十一月二日

第二千二百一昭和二十六年十

五一 十月 八二

を次のように定める。

第五條第二項の規定に基き町村合併促進審議会設置規程 鳥取県庁組織規程(昭和二十六年鳥取県規則第六十七号) ◇鳥取縣規則第七十五号

規

則

(第三種郵便物認可)

ため関係町村に対して、

これを勸奬するものとする。

めの必要な措置を調査審議するとともに、その実現の

昭和二十六年 千 百 + 五 ---月 _ 日 号

金

矅

H

西 尾 愛

治

鳥取県知事

(設置) 町村合併促進審議会設置規程

◇告規則

土地の公用廃止町村合併促進審議会設置規程制定

主

要 目 次

◇正誤

昭和二十六年九月県告示第四百十五号中訂正

完全給食の実施の承認

古布庄村長候補者の資格確認申請期日指定

第四号中訂正昭和二十六年十月選挙管理委員会規則第三、

第一條 進審議会(以下「審議会」という。)を置く。 審議するため、地方事務所の管轄区域毎に町村合併促 町村規模の適正化の促進及び必要な措置を調査、

(名称)

第二條 審議会は、それぞれ郡の名称を冠して呼称する。

(所掌事務)

第三條 審議会は第一條の区域内の町村の自治能力を强 知事の諮問に応じて、 化拡充し、財政難を打開し、行政能率を增進するため、 町村の規模の合理化の促進のた

11

1 3

Ų.

1)

ξ*),

11

鳥取縣公報

_

...

第五條 第四條 3 (会長、副会長) (委員) する。 に事故があるときは、その職務を代理する。 委員は、学識経験のある者のうちから、 米子 会長及び副会長は、委員が互選した者をもつて充て 郡市 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、 委員は、非常勤とする。 審議会に、会長及び副会長を置く。 審議会は、委員若干名で組織する。 町村 車尾 大字 記 下前河原 東宮ノ前 ハゼの木 知事が委囑 、三八二ノ 、三七九ノ 四七〇ノ 三六七ノー 先地番 第六條 左記士地はその公用を廃止する。 ◇鳥取縣告示第四百九十号 (審議会の庶務) との規則は、 昭和二十六年十一月二日 審議会の庶務は、 告 公布の日から施行する。 鳥取県知事,西 Ó Q Q 五一八積 0 :: 001 〇 七 地方事務所総務課で行う。 示 尾 愛 治

 パ 大王寺 一		0, 01 1	二九九ノ一	四間割	"	"	"
### 1、			三五〇ノ一〇	天王寺	"	"	"
### 1、四十一ノー で、 ### 1、四十一ノー で、 ### 1、五二四ノー で、 の、 ### 1、五二四ノー で、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の			三五八ノー八	"	"	"	"
プロール (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2			三五八ノー七	垣ノ内	"	"	"
			三八四ノー	井手ノ内	熊党	"	,
### 2			ー七八ノー	<i>"</i>	"	ni.	"
# 1、四七・ノー ○、			ー七二ノー	中新田	11.	"	"
## 1	a.		三八二ノ三	"	"	"	<i>ji</i>
 ・ と			三六八ノー	"	"	"	"
ル 一、四七一ノー 〇、 七人新田 一、五二四ノー 〇、 西古川尻 一、三七五ノー 〇、 南浜中 一七四ノー 〇、 上新田 一五九ノー 〇、		0,0111	三六五ノ三	三朝新田	吉岡	巖	西伯
ボース 一、四七一ノー 〇、 石原新田 一、五二四ノー 〇、 東古川尻 一、三七五ノー 〇、 西浜中 一九〇ノー 〇、 西浜中 一七四ノー 〇、		O、二〇五 二〇五	一五九ノー	上新田	"		"
ル 一、四七一ノー 〇、 七人新田 一、五二四ノー 〇、 西古川尻 一、三七五ノー 〇、 東古川尻 一、三七六ノー 〇、 西浜中 一九〇ノー 〇、			一七四ノー	南浜中	"		"
一、四七一ノー ○、 一、五二四ノー ○、 一、三七五ノー ○、 〇、			一九〇ノー	西浜中	上福原		"
一、四七一ノー ○、 一、五二四ノー ○、 〇、三七五ノー ○、		〇、 〇 五	一、三七六ノー	東古川尻	"		H
一、四七一ノー 〇、二、五二四ノー 〇、			一、三七五ノー	西古川尻•	"		"
一、五〇三ノー・〇、		〇、三〇九	一、五二四ノー	石原新田	"		. "
一、四七一ノー・・〇、			一、五〇三ノー	七人新田	"		"
			一、四七一ノー	"	ń	,	"

鳥取縣公報

第二千二百五十八号

昭和二十六年十一月二日

(第三種郵便物認可)

=

鳥取縣公報

第二千二百五十八号

昭和二十六年十一月二日

(第三種郵便物認可)

Æ.

昭和二十六年十一月二日

(第三種郵便物認可)

	O, TOO		ll ll	"	"	"
	0, 1101	一二九ノー	上老町田	<i>"</i>	"	"
	〇、二二七	一八六ノ三	"	"	"	. "
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一八五ノー	下老町田	"	"	"
		ニ六ニノー	"	<i>"</i>	"	"
	0, 011	二六四ノー	<i>"</i>	"	"	"
	〇、 二 四	ニ七三ノニ	河崎	<i>II</i> -	"	"
	〇、 三九	一五二ノ三	"	"	"	"
	0,1101	五二ノ三	今河崎	日吉津	"	"
	〇、六〇五	一四九ノー	六間割	"	"	"
	O、 三 六	二二八ノー	桁ノ内	"	"	"
	〇、	一五七ノー	上三軒屋	"	"	"
	0,00%	一八一ノー	"	"	"	"
	0, 1011	一九五ノー	<i>"</i>	"	"	"
	0,00%	一九六ノー	"	"	"	"
	〇、二九	107	南三軒屋	"	"	"
	O, O ==	一七九ノ一	11.	"	"	"
	0, 01111	一七八ノー	北三軒屋	" .	"	"
1	•		1,			
		<i>:</i>				
i de la companya de l		· 1	; , ,			• [
	0, 1011	1110/-	上內河原	"	"	"
	O, 二二八	二四四ノニ	中內河原	<i>"</i>	"	"
	O、 〇〇 九	二五九ノー	"	, "	"	<i>"</i>
	O, 00t	ニ六三ノー	下內河原	"	"	"
		六九八ノ三	"	"	"	"
	〇、 二 四	七〇〇ノ三	上外河原	· #	"	"
	O, O.I.	六八六ノ四	"	"	"	"
		六八六 ノ三	下外河原	"	"	"
	0, 0011	七〇一ノ三	<i>"</i>	"	"	"
	O, 110E	七〇九ノ三	上石原開	"	"	"
	〇 〇 八	七一三ノ三	中石原開	<i>"</i>	"	"
	O, 二六	ー六二ノー	下三軒屋	富古	日吉津	"
	0,00七	ーセーノー	"	"	"	"
	0,000	ー七〇ノー	砂田	"	"	"
•	O、 〇〇八	一七五ノー	大後	"	"	"
	0、00九	二三八ノー	古井手	"	"	"
	0,00七	三五〇ノー	東六間割	"	"	"
	0,011	二七六ノー	六間割	"	"	"

(関係

烏取縣公報

第二千二百五十八号

昭和二十六年十一月二日

(第三種郵便物認可)

8

7

つ屋敷三六頭町大字河

16

4

91

四一、一八五ノナ西宇塚字又毛谷を八頭郡智頭町大字

七左字

元谷左平一、 野大字西

鳥取縣公報

第二千二百五十八号

成図面は土	//	
土木部管理課に促	"	
保管)	"	
	ニニラー	

◇鳥取縣告示第四百九十二号

定する。 東伯郡古布庄村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該 昭和二十二年閣令、 当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の 内務省令第一号第八條の規定により よう だ指

昭和二十六年十一月二日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

昭和二十六年十

一月三日から

昭和二十六年十 月七日まで

◇鳥取縣告示第四百九十三号

員保險法ノ 昭和十八年二月厚生省告示第六十 規定 3 ル 療養ニ要スル費用ノ ·六号 (健康保險法及船 額ノ算定方法)

1)

1 x

施設名 に基く完全給食の実施を次の通り承認した。 昭和二十六十一月二日 所 在 鳥取県知事 地 饺 西 称 尾 愛

治

号認

北岡病院|東伯那倉吉町 施設全部に つ \vee て 年八月一 承認年月日 日六 号食第十 番承

正 誤

誤植があるので次の通り訂正する。 昭和二十六年九月十四日鳥取県告示第四百十五号中 番号

6 頁 1 行 六大八 ノ屋頭 二屋八 四字頭 E

弥郡智 治 頭 五七六ノ

1 1 1

724240 27 41 三六〇次二 河頭郡智頭町 久米尙温 久米尙温 一西八 八字頭 久米尚温 六塚郡ノ字智 一流頭八し野 屋大敷字 ○津八 次原頭 二字郡 オ

久本尚温

5

92

20年大字西

"

谷大一字 久本尙温 久本尙温

14 "

3

谷町 一大字 一两

鳥取県選挙管理委員 へ以下委員会という。 昭和二十

六年

十月

八

H

鳥取県公報号外の

鳥取県選挙管理委員会規程のうち誤植があるので左の通り

訂正す

頁

項

権限 鳥取県選挙管理委員会

(以下委員会とい

5

公布日から施行する。

鳥取県公報号外の鳥取県選挙管理委員会委員長專決規程のうち誤植があるので左の通り訂正 事務局長不在のときは との規則は、 公布の日から施行する。

届出書の処理 に関する事項

五 頁

四

届出書の

処理関

する事項

誤

項

崱

Ø

規程は

昭和二十六年十月

+

八

日

す

る。

Щ

十四

事務局長不任のときは

との規則は、

Ξ

六

との規則

(第三種郵便物認可)

七